2025年3月28日
双日建材株式会社 人事総務部

一般事業主行動計画について

☆女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法の両方に対応
（目標の箇所にどちらの法に対応する目標かわかるよう「女」「次」と表示しています）

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画＜第3期＞
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画＜第6期＞

女性活躍と次世代の取り組みによって、女性と育児をする人だけでなく、多様な人材が活躍できる職場づくりのため、以下の「一般事業主行動計画」を策定する。

1. 計画期間：2025年4月1日から2027年3月31日までの2年間
2. 計画内容：

【目標1】 管理職への登用可能な職群における女性比率10%とする（女）	
対策	■女性のキャリア形成支援 ・転換者向けマインドチェンジを図る研修実施、階層に合わせた研修の実施 ・メンター制度による育成支援 ・仕事経験を通じた育成実現のための施策 ・女性社員を対象とした座談会、他社女性管理職との交流 ■キャリアを実現するための職場環境整備 ・育児とキャリアアップの両立をサポートするための、子育て支援 ・柔軟な働き方を実現する制度の運用 ・管理職の意識改革

【目標2】 労働者全体の所定外労働時間を月平均15時間以内とする（女・次） 【目標3】 年次有給休暇取得率を60%以上とする（女・次）	
対策	■社員への意識付け、社内通知 ・社内報・社内イントラネット等での呼びかけ、管理職における有給休暇取得率の認識向上 ■業務効率化の促進、属人化の脱却 ・ITツール等を活用した業務効率化及び共有の促進 ■年次有給休暇の取得促進、長時間労働の是正 ・有給休暇の取得ハードルを下げる施策 ・管理職のタイムマネジメントに対する意識向上

【目標3】 男性社員の育児休業等取得率を80%以上とする（次）	
対策	■（継続）男性社員の育児関連休暇制度等の取得に関する社内通知 ・配偶者が出産予定の社員および所属長へ人事課より制度説明の実施 ・メールや社内報等で育児支援について発信し、全役職員への理解浸透を図る ■（新規）柔軟な育児休業取得に向けた施策 ・育児休業中の就業、配偶者出産時休暇の取得可能期間の延長等